

国産小麦産地生産性向上事業補助金交付要綱の制定について

国の補正予算により国産小麦産地生産性向上事業が制定され、早急に事業着手する必要があったことから、令和4年10月4日付けで国産小麦産地生産性向上事業補助金交付要綱を制定しましたので報告します。

令和5年2月28日

加東市農業再生協議会 会長 小林 勝成

○国産小麦産地生産性向上事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、国産小麦産地生産性向上事業実施要領（令和4年4月28日付け4農産第608号農林水産省農産局長通知。以下「実施要領」という。）、国産小麦産地生産性向上事業補助金交付等要綱（令和4年4月28日付け4農産第546号農林水産事務次官依命通知）、県産小麦産地生産性向上事業事務処理要領（令和4年6月9日付け農園第1150号兵庫県農林水産部長通知）、兵庫県が作成する令和4年度農林水産部補助金交付要綱及び加東市農林水産業関係補助金等交付要綱（平成18年3月20日告示第105号）に基づき交付する国産小麦産地生産性向上事業補助金（以下「補助金」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者等)

第2条 補助金の交付対象となる者は、実施要領第8の3の（4）の規定に基づき兵庫県知事から承認を受けた事業計画に記載のある取組主体とし、補助金の交付の対象となる事業は、実施要領第5の2に規定する事業内容とし、補助金の交付額は定額とする。

(事業計画の承認の申請)

第3条 国産小麦産地生産性向上事業（以下「補助事業」という。）を実施しようとする者は、国産小麦産地生産性向上事業計画承認申請書（様式第1号）及び国産小麦産地生産性向上事業実施計画書（別紙様式第1号）を加東市農業再生協議会長（以下「会長」という。）に提出しなければならない。

(事業計画の承認)

第4条 会長は、前条の申請書を受理したときは、書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により事業計画の承認を行い、その旨を国産小麦産地生産性向上事業計画承認通知書（様式第2号）により当該承認に係る者に通知するものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、国産小麦産地生産性向上事業補助金交付申請書（様式第3号）及び収支予算書（別紙様式第2号）を会長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第6条 会長は、前条の規定により提出された申請書を審査し、適当と認めるときは、速やかに交付を決定し、国産小麦産地生産性向上事業補助金交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

(事業計画の変更)

第7条 第4条の規定による通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の計画を変更しようとするときは、国産小麦産地生産性向上事業計画変更承認申請書（様式第5号。以下「変更承認申請書」という。）を会長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定の変更）

第8条 会長は、前条の規定により提出された申請書を審査し、適当と認めるときは、速やかに補助金の交付決定の変更を決定し、国産小麦産地生産性向上事業補助金交付決定変更通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。

（実績報告書の提出）

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、完了した日から起算して1月以内又は補助金の交付を受けようとする年度の3月3日のいずれか早い日までに国産小麦産地生産性向上事業実績報告書（様式第7号）及び収支精算書（別紙様式第3号）を会長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第10条 会長は、前条の規定により実績報告書が提出された場合は、当該実績報告書を審査し、補助事業が補助金の交付決定の内容に適合すると認めるときは、速やかに補助金の額を確定し、国産小麦産地生産性向上事業補助金額確定通知書（様式第8号）によりその旨を補助事業者に通知するものとする。ただし、確定した金額が第6条及び第8条の規定による交付決定の金額と同額の場合は、通知をしないことができる。

（補助金の交付）

第11条 補助金は、補助事業の完了後検査を行い、補助事業者から会長に提出する国産小麦産地生産性向上事業補助金請求書（様式第9号）により交付する。

（補助金の交付決定の取消し）

第12条 会長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助事業者に対し、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱又は補助金の交付の決定内容に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

2 会長は、前項に規定する取消しの決定を行ったときは、その旨を国産小麦産地生産性向上事業補助金交付決定取消通知書（様式第10号）により前項に規定する補助事業者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第13条 会長は、前条第1項に規定する取消しの決定を行った場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて国産小麦産地生産

性向上事業補助金返還命令書(様式第11号)によりその返還を命ずるものとする。
第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年10月4日から施行する。

様式第 1 号(第 3 条関係)

国産小麦産地生産性向上事業計画承認申請書

年 月 日

加東市農業再生協議会長 様

住 所
団 体 名
代表者名

年度において下記のとおり国産小麦産地生産性向上事業の計画承認を受けた
いので、国産小麦産地生産性向上事業補助金交付要綱第 3 条の規定により申請します。

記

- 1 事業内容
- 2 事業の施行理由及び効果
- 3 施行箇所
- 4 事業費及び財源内訳
- 5 添付書類 別紙様式第 1 号

国産小麦産地生産性向上事業 実施計画書

事業実施年度： _____

事業実施主体名： _____

都道府県名・市町村名： _____

第1 事業計画総括表

1 事業概要等

区分	事業費 円	負担区分			補助率	備考
		国庫補助金 円	自己負担 円	その他 円		
水田における小麦等の先進的な営農技術の導入			0	0	定額	
合計			0	0	-	

事業対象作物	
--------	--

2 事業完了（予定）年月日

第2 事業実施主体

1 事業実施主体名及び代表者名

--

2 事業実施体制

(1) 事業実施担当者

氏名（ふりがな）	
所属（部署名等）	
役職	
所在地	
電話番号	
e-mail	

(2) 経理担当者

氏名（ふりがな）	
所属（部署名等）	
役職	
所在地	
電話番号	
e-mail	

第3 事業内容

3/3

水田における小麦等の先進的な営農技術の導入

取組内容	導入面積(a)		助成対象面積 (a)	助成単価 (円/10a)	国庫補助金 (円)	具体的な内容
	前年 (令和4年度)	事業実施年 (令和5年度)				
計						

様式第2号(第4条関係)

国産小麦産地生産性向上事業計画承認通知書

(会長印省略)

加東再生協第 号

年 月 日

様

加東市農業再生協議会長

年 月 日付けで申請のあった国産小麦産地生産性向上事業について、国産小麦産地生産性向上事業補助金交付要綱第4条の規定により、下記のおとり事業計画を承認したので通知します。

記

- 1 補助金等の交付の対象となる事業は、年 月 日付けで申請のあった国産小麦産地生産性向上事業とし、その内容は当該申請書に記載のとおりとする。

様式第3号(第5条関係)

国産小麦産地生産性向上事業補助金交付申請書

年 月 日

加東市農業再生協議会長 様

住 所

団 体 名

代表者名

年度において下記のとおり国産小麦産地生産性向上事業補助金の交付を受けたいので、国産小麦産地生産性向上事業補助金交付要綱第5条の規定により申請します。

記

1 補助金の額

2 収支予算 別紙様式第2号

別紙様式第2号（第5条関係）

収 支 予 算 書

1 収入の部

（単位：円）

科 目	予 算 額	摘 要
計		

2 支出の部

科 目	予 算 額	摘 要
計		

（注） 収支の計は、それぞれ一致する。

様式第4号(第6条関係)

国産小麦産地生産性向上事業補助金交付決定通知書

(会長印省略)
加東再生協第 号
年 月 日

様

加東市農業再生協議会長

年 月 日付けで申請のあった国産小麦産地生産性向上事業について、下記のとおり補助金を交付することに決定したので、国産小麦産地生産性向上事業補助金交付要綱第6条の規定により通知します。

記

- 1 補助金の交付の対象となる事業は、年 月 日付けで申請のあった国産小麦産地生産性向上事業とし、その内容は当該申請書に記載のとおりとする。
- 2 補助金の額 金 円

様式第5号(第7条関係)

国産小麦産地生産性向上事業計画変更承認申請書

年 月 日

加東市農業再生協議会長 様

住 所
団 体 名
代表者名

年 月 日付け 加東再生協第 号にて補助金交付決定のありました国産小麦産地生産性向上事業について、下記のとおり事業計画を変更したいので、国産小麦産地生産性向上事業補助金交付要綱第7条の規定により申請します。

記

- 1 変更理由
- 2 変更内容
- 3 添付書類

様式第6号(第8条関係)

国産小麦産地生産性向上事業補助金交付決定変更通知書

(会長印省略)
加東再生協第 号
令和 年 月 日

様

加東市農業再生協議会長

年 月 日付けで申請のあった国産小麦産地生産性向上事業について、国産小麦産地生産性向上事業補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり補助金の交付決定を変更して交付することに決定したので通知します。

記

1 補助金の交付の対象となる事業は、年 月 日付けで申請のあった国産小麦産地生産性向上事業とし、その内容は当該申請書に記載のとおりとする。

2 変更後の事業に要する経費及び補助金の額は、次のとおりとする。

事業に要する経費	金	円
補助金の額	金	円
今回増(減)額決定額	金	円

様式第7号(第9条関係)

国産小麦産地生産性向上事業実績報告書

年 月 日

加東市農業再生協議会長 様

住 所
団 体 名
代表者名

年 月 日付け 加東再生協第 号にて交付決定通知のありました国産小麦産地生産性向上事業について、下記のとおり実施したので、国産小麦産地生産性向上事業補助金交付要綱第9条の規定によりその実績を報告します。

記

- 1 事業の内容
- 2 事業完了年月日
- 3 収支精算書 別紙様式第3号
- 4 添付書類

別紙様式第3号（第9条関係）

収 支 精 算 書

1 収入の部

（単位：円）

科 目	予 算 額	摘 要
計		

2 支出の部

科 目	予 算 額	摘 要
計		

（注） 収支の計は、それぞれ一致する。

様式第8号(第10条関係)

国産小麦産地生産性向上事業補助金額確定通知書

(会長印省略)
加東再生協第 号
令和 年 月 日

様

加東市農業再生協議会長

年 月 日付けで実績報告書の提出があった国産小麦産地生産性向上事業については、下記のとおり補助金の額を確定しましたので通知します。

記

- | | | | | | | | |
|---|----------|---|---|---|-----|--------|---|
| 1 | 補助金交付決定 | | 年 | 月 | 日付け | 加東再生協第 | 号 |
| 2 | 補助金交付決定額 | 金 | | | | | 円 |
| 3 | 補助金確定額 | 金 | | | | | 円 |

様式第9号(第11条関係)

国産小麦産地生産性向上事業補助金請求書

金 円也

ただし、 年度国産小麦産地生産性向上事業補助金

〈根拠〉 補助金交付決定通知	加東再生協第	号
	年 月	日
補助金変更交付決定通知	加東再生協第	号
	年 月	日
補助金額確定通知	加東再生協第	号
	年 月	日

上記のとおり補助金を交付されたく、国産小麦産地生産性向上事業補助金交付要綱第8条の規定により請求します。

年 月 日

加東市農業再生協議会長 様

住 所
団 体 名
代 表 者 名

様式第10号(第12条関係)

国産小麦産地生産性向上事業補助金交付決定取消通知書

(会長印省略)

加東再生協第 号

年 月 日

様

加東市農業再生協議会長

年 月 日付け 加東再生協第 号で交付を決定した国産小麦産地生産性向上事業補助金については、下記のとおり取り消したので、国産小麦産地生産性向上事業補助金交付要綱第12条の規定により通知します。

記

補助金の額

円を取り消す。

取消しの理由

様式第 1 1 号 (第 1 3 条関係)

国産小麦産地生産性向上事業補助金返還命令書

加東再生協第 号
年 月 日

様

加東市農業再生協議会長

印

国産小麦産地生産性向上事業補助金交付要綱第 1 3 条の規定により、下記のとおり返還を命じます。

記

返還額 円

返還期限 年 月 日まで

国産小麦産地生産性向上事業 概要

- 1 事業対象者 上田地区営農組合 : 以下 A と記載
 大門営農組合 : 以下 B と記載
 農事組合法人ファームイナオ : 以下 C と記載
 有限会社ヒカリ農産 : 以下 D と記載
- 2 事業内容 ①営農技術の導入 (実績見込)
 A : 土壌診断、土壌改良材の活用、ドローンの活用
 導入面積…各 1,840a
 B : 湿害対策、土壌診断、土壌改良材の活用、ドローンの活用
 導入面積…湿害対策 : 1,003a、その他 : 1,015a
 C : 土壌診断、土壌改良材の活用、ドローンの活用
 導入面積…土壌診断、ドローンの活用 : 250a、その他 : 93a
 D : 土壌診断、土壌改良材・ドローン活用
 導入面積…土壌診断 : 301a、その他 : 271a
 ②機械の導入
 B : コンバイン 1 台、トラクター 1 台
 D : トラクター 1 台、播種機 1 台
 * 上田地区営農組合及び農事組合法人ファームイナオは機械導入無し
- 3 事業費 (見込) 24,837,120 円
- 4 補助金額 (見込) 14,131,000 円

(内訳)

- ①営農技術の導入支援 (定額) * 10a 未満切捨て
 【(合計見込額 : 4,566,000 円)】
- ・ 湿害対策 : 補助単価 2,000 円/10a
 $@2,000 \times \text{取組面積 } 1,000a \div 10 = 200,000 \text{ 円}$
 - ・ 土壌診断 : 補助単価 5,000 円/10a
 $@5,000 \text{ 円} \times \text{取組面積 } 3,500a \div 10 = 1,750,000 \text{ 円}$
 - ・ 土壌改良材の活用 : 補助単価 3,000 円/10a
 $@3,000 \text{ 円} \times \text{取組面積 } 3,370a \div 10 = 1,011,000 \text{ 円}$
 - ・ ドローンの活用 : 補助単価 5,000 円/10a
 $@5,000 \text{ 円} \times \text{取組面積 } 3,210a \div 10 = 1,605,000 \text{ 円}$

②機械の導入支援（補助率 50%）

【合計見込額：9,565,000 円】

B：コンバイン 1 台 導入

7,850,000 円（税込額）× 補助率 50% = 3,925,000 円

トラクター 1 台 導入

5,930,000（税込額）× 補助率 50% = 2,965,000 円

D：トラクター 1 台 リース導入

(7,020,000（税抜額）- 2,500,000 円（残存価格）) × 補助率 50%

= 2,260,000 円

播種機 1 台 リース導入

830,000（税抜額）× 補助率 50% = 415,000 円